

第 5 2 号議案

平成 2 8 年度亀岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、平成 2 8 年度亀岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分を下記のとおり行うため、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 9 月 4 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

平成 2 8 年度亀岡市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	2,957,430,343	2,856,989,560	161,684,006
議会の議決による処分額	161,684,006	0	△161,684,006
資本金への組入れ	161,684,006	0	△161,684,006
亀岡市下水道事業の設置等に関する 条例第 7 条による処分額	0	0	0
亀岡市下水道事業の設置等に関する 条例第 8 条による処分額	0	0	0
処分後残高	3,119,114,349	2,856,989,560	(繰越利益剰余金) 0

平成 2 8 年度 亀岡市 下水道事業 会計未処分利益剰余金
の処分について

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、平成 2 8 年度 亀岡市 下水道事業 会計未処分利益剰余金 1 6 1 , 6 8 4 , 0 0 6 円の全額を資本金に組み入れること。

平成 2 8 年度 亀岡市 下水道事業 剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	2,957,430,343	2,856,989,560	161,684,006
議会の議決による処分額	161,684,006	0	△161,684,006
資本金への組入れ	161,684,006	0	△161,684,006
亀岡市下水道事業の設置等に関する 条例第 7 条による処分額	0	0	0
亀岡市下水道事業の設置等に関する 条例第 8 条による処分額	0	0	0
処分後残高	3,119,114,349	2,856,989,560	(繰越利益剰余金) 0